

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月31日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	復水器(C)内部点検時、第10段・14段の伸縮継手部に破損が認められたため、当該伸縮継手部を交換	3月3日 NO.6 関連不適合
2	2号機	原子炉再循環系可変周波数電源装置(B)の電源盤(2B-3)において、電源状態表示用ランプのソケット部に変形が認められたため、当該部を交換	
3	3号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンクのレベル計点検時、レベル検出配管の継手部に亀裂が認められたため、当該部を交換	
4	3号機	廃棄物処理建屋操作室内操作盤(25-17-13)において、裏扉のドアノブに破損が認められたため、当該部を修理	
5	3号機	廃棄物処理建屋地階廃液中和タンク(B)室補給水系ライン壁貫通部において、ラバーブーツの破損が認められたため、当該ラバーブーツを点検・修理	
6	4号機	廃棄物処理建屋地階廃液収集タンク室内天井付近の加熱蒸気凝縮水移送ライン(HSCR-97)より水の滴下(2滴/秒程度)が認められたため、当該ラインを点検・修理	
7	4号機	逃がし安全弁窒素ガス供給室窒素ガスポンペ室の圧力検出ラインにおいて、配管フランジ部より窒素ガスのリーク(カニ泡程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
8	5号機	ドライウェル除湿系の冷却水温度調整弁(TCV-76-301)において、制御不良が認められたため、当該温度調節器を点検・調整	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	6号機	原子炉再循環ポンプ(A)メカシールパージ流量計点検時、フランジ面に傷が認められたため、当該部を修理	
10	6号機	循環水ポンプ(6A)の電動機点検時、主端子箱のゴムパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	
11	6号機	非常用予備電源装置の検査成績書作成時、検査記録用紙に誤記が発見されたため、誤記を訂正及び関係者へ周知	
12	6号機	燃料装荷開始に伴う運転日誌[3](制御棒位置の確認)において、記載忘れが認められたため、注意を喚起及び関係者へ周知	
13	6号機	東側ヤードタービン北側シャフト内サンプポンプの吐出逆止弁(V-58-V101)において、動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
14	6号機	NO. 6軽油タンク廻り点検時、フランジボルト・ナット部の腐食等(計5箇所)が認められたため、当該部を修理	
15	6号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器の入口圧力計(PI-G33-R008)において、指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・校正	
16	6号機	主タービングランド排風機室入口壁付近の床ドレンファンネル(T-H5-119)において、詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで